

との割合というものがどうしても出てくるのではないだろうか。だとすればそれは社会保障の給付率とみることで割り切って考えることができるのではないだろうか。

最後に大きな問題を申し上げれば、今日の両先生のお話から出てくるのは、現実にいわれている、制度の統合ということや、調整ということも、やはりふれざるをえないのではないかと、ということである。

もう一つ付け加えると、国際比較等をした場合、私の意見では、日本は北ヨーロッパのほうの形でもなければ、大陸の形でもない、両方を取った混合型であるといえる。これが日本の社会保障というものでは、皆保険、皆年金であるとともに、そこでは労働力所有者と、非所有者とが、年金にお

いては厚生年金と国民年金、医療においては健康保険と国民健康保険というように現われているわけである。そういう混合型の中で行っている場合に、いったいウェイトはどちらのほうに、より振り向けられていくのか。また当然、国、個人、事業主等々の、ここで、保険料に限らず、広く社会保障の費用負担というふうにした場合には、大きな問題が出やしないかと思われる。今日は拠出と給付という、非常に限定された内容ではあるが、結局は、社会保障の費用負担とその配分という問題にも帰着し、展望は自然にその点に行かざるを得ないことになるだろう。

以上失礼ではあるが、感想が問題提起のような形になったことを、お許し願いたいと思う。

コメント（江見康一）



ただいま両先生の非常に含蓄のあるご報告を聞いて、特におこがましくコメントといったようなものはないのであるが、感想といった意味で、2, 3申し上げてみたい。

最初に小山先生のご報告であるが、先ほども佐口先生がいわれたように、医療と年金の二つを比べて、その拠出と給付のバランスの関係がどうなっているかという、それぞれの特徴を比較してみたら面白かったのではないかと、こういうことをおっしゃったのであるが、実は私も同意見で、医療保険というものと、年金保険というものの二つにおいて、給付と拠出との関係がいったいどう変わっているのでしょうか、どういうふうに比較されるのでしょうかということが、実はこの論文の一つのねらいではなかったかと思っていたわけである。

ご承知のように、年金は建て前としては、金銭給付であるということ、それから金銭収支のバランスの枠が非常にきつい形で、経済性、合理性を

貫きやすい分野であるのに対して、医療のほうは現物給付である、しかも医療需要者のニードというものが、需要を促進させて、なかなか経済性が貫きにくい、経済性以外のいろいろの要因で医療給付をしなければならない、という事情に追い込まれやすい。そういう分野のものだと思うので、この二つで拠出と給付の関係のプリンスプルが、いったいどう変わるのか、そういう点の整理をもう少ししていただいたらよかったのではないかと、このように思う。

それから拠出と給付のバランスということであるが、それを財政上の問題として考えるのか、あるいはまた再分配といった問題で考えるのかということによって、問題の取り上げ方、発想が違ってくる。財政上の比較としても、単年度の収支バランスとして、この二つを対応させて考えるのか、あるいは少し多年度の問題として、時間的な対応関係で給付と拠出のバランスを考えるのか、あるいは先ほどの小川先生のお話の中にあつたように、発足段階でのバランス、あるいは普及段階でのバランス、あるいは成熟段階でのバランス、そういうように少し時間的な間を隔てて考えるのか、ということによって問題の取り上げ方が違ってくるのではないかと考える。

それから細い問題であるが、小山先生が統計的な数字を、いろいろ持ってこられて、多少のファクト・ファインディングスというものを展開された。その中に弾性値の計算がある。つまり保険料と標準報酬と医療費、この三つを並べて、この三つの関係の時系列的変化を見ることによって、何らかの発見をしたい。こういうご意図であったように思われる。このような弾性値を計算される場合には、統計技術的な問題のほかに、やはり何が何を決めるのかという、因果関係というものが底にあって、だからこそこれとこれとの弾性を見るのだということがなければならぬと思う。したがってこれはいずれも、医療給付を分子に置いて、分母のほうに保険料ないしは標準報酬の増加率を置いているが、たとえば標準報酬というものがあって、それによって保険料が出てき、その保険料の枠内で医療給付がまかなわれるということになると、保険料の標準報酬に対する弾性値、それから医療給付の保険料に対する弾性値といったように見られてもよかったのではないか。

これは財政的な枠によって、医療給付が決まるのだという、いわばサプライ・サイドからのアプローチであるが、逆に医療給付が何で決まるのか、何で決まるべきであるかと考えると、逆の考え方もできる。そのようなことについても、お考えが聞きたかった。いずれにしても、この一応のファクト・ファインディングをもととして、いったいなぜこういう結果になったのかということころへ踏み出す必要が、今後はあるのではないか、そういう意味で一応第一歩の試算をお示し下さったと思う。

それから標準報酬の分布のグラフがあるが(省略)、それについても、たとえば複峯分布になっている。これは所得分布と、標準報酬との刻み方の問題に原因がありはしないかとか、あるいはその底にある階層の問題ではないかとか、違った異質な階層がそのように重なり合っているのかどうか、そんなように問題を詰めていって、なぜこういう形になるのかということについても、やはり今後ご研究いただいたらと思う。

次に収支均等の法則を貫くためという保険の原

理と、扶助の原則、この二つをどういように調和するかということで、最後に自由と平等との調和ということをおっしゃったわけであるが、そういう自由と平等の調和ということが、いったい具体的にはどういうことを意味しているのか、イデーとしては分るが、それを具体的な保険の問題に降して考えた場合に、それがどういうふうに具体化されるのかということについての、さらに突込んだお話がいただけたらと思う。

もう一つは、これも佐口先生がご指摘になったことであるが、年金の問題で、賦課方式への移行に対して賛成だとおっしゃった点に関連して、賦課方式、積立方式にかかわらず、それを財政方式として見ると同時に、そのような方式がマクロ的に見て、国民経済にいったいどういう波及効果を及ぼすのかという、もう一つの見方、それと合せて統合的に、それぞれの財政方式の是非、効果を判断していただけたらと思う。もちろん小山先生も断わっておられたが、今日は具体的なことはいわないのだ、一応ファクト・ファインディングということを中心に話をすることであつたので、いまいったような問題については、今後のご研究に大いに学ばなければならぬと思う。

それから小川先生のご報告は、一応イギリスの歴史的背景についてのお話でしたが、イギリスが1911年以降に経験してきた、いろいろな試行錯誤の過程を、日本の場合にはもっと集約的に、もっと早いスピードで、現に経験しつつあると思うので、単にイギリスの歴史ということだけではなくて、われわれにとっても非常に身近な、生々しい問題であると考えられる。

最後に、今年の1月にウイルソン内閣の発表した財政削減の政策、それをお出しになって、こういうことをいわれたら私は困るのだがとおっしゃったが、そういう社会保障の後退とも見られるような、いわゆる労働党内閣としては手をつけてはならない、社会保障という聖域に手を染めたといった問題、こういうことについて、その問題と社会保障の充実といった問題を、われわれとしていいたいどう学んだらいいのか、こういうことを考えるわけである。

それから細い問題であるが、労働党の出した案の中で、社会保障を義務教育のようにするのだという考え方があったが、この義務教育にするのだということの意味、それはどういう意味でそうなのか、そのことと医療の質、水準の向上といったことと、どういうふうに結びつくのかという点である。

もう一つ、拠出と給付との矛盾ということが、しばしばいわれるわけであるが、その中でシールの仮説を出して、医療給付の基準というのは、医療の必要に対して、医療給付をするのだという仮説があった、ところがその仮説は誤りで、政治的な決定によって、結局は天井が決められたのだ、

こういうお話があった。そのような問題に対して、先生自身はどういうふうに考えておられるのかということである。

結局社会保障の問題を、体制的な問題として、つまり拠出と給付の矛盾といった問題を、資本主義体制というものを取っている以上、止むを得ない矛盾なのだというふうに考えるのか、あるいはまた単なる財政上の問題として考えるのか、あるいはまた結局は政治的な決定にゆだねるべきだという形で考えるのか、そういうことに関して、シールの仮説とからんで、先生自身はどう思われるのかということに対してお尋ねしたいと思う。

コメント (地主重美)



ただいま両先生のご報告を承って、私いちいちもともだという感じがした。それではコメンターとしての役がつとまらないので、2, 3の感想とも、意見ともつかないことを申し上げたいと思う。

私が申し上げたいと思っていたいいくつかの点は、すでに佐口先生、江見先生がお触れになっておるのでできるだけそういったオーバーラッピングは避けたいと思う。

まず第1点は、拠出と給付の問題をわれわれが考える場合、問題をあまり限定してしまうと、大きな危険に陥ることになりはしないかということである。一つの社会には福祉的ニードというものがあるわけで、そのニードが現実には、いろんな形で充足されている。現実にはもちろんそういう充足が全面的に100%なされているわけではないが、ともかく供給をされている。そのなかには私的ななされているものもあるだろうし、社会保障的な仕組の中で供給されているものもある。後者の方が社会保障給付である。したがって社会保障の給付という問題を考える場合、そういう全体の福祉

的ニードと、それに対する現実の供給との間の相対関係として考える。つまり福祉的ニードと、それに対する現実の供給の間のニード・ギャップというものをわきまえた上で、社会保障に関する現実の給付を考え、拠出を考える。こういう考え方を取らないと、社会保障のもっとも重要な問題が見のがされてしまうと思う。もちろん小川、小山両先生とも、そのことは十分ご承知のはずであるので、これは私の意見ということにとどめたいと思う。

第2点は、拠出と給付の問題が国内の分析においても、国際比較分析においてもそうであるが、従来主としてカレントなベネフィットとコントリビューションとの関係として議論されている。ただいまの小山先生の議論もそこに限定されている。社会保障的なサービスというものは、いろんな施設や設備などのストックに依存するところが非常に大きいのであって、拠出、給付といっても、単にカレントなベネフィットとコントリビューションとの関係ということだけで議論するのは、非常に問題領域を狭くするだけでなく、時には誤った印象を与えるということを申したい。

2, 3日本のデータを使って、非常に荒っぽい推計をしてみると、これはデータの関係で、昭和30年から36年ごろまでのものしかとれないのであるが、社会保障における、いわゆるカレントな